

「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を
策定する事業」に係る業務仕様書

令和3年8月27日
伊仙町役場 きゅらまち観光課

1. 目的

2050年までの脱炭素社会の実現という国をあげた目標に対して、各自治体が様々な事業を活発に実施している状況において、伊仙町でも環境省の補助事業（＝再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業 以下 本事業と称する）を活用して、この達成に必要な現状分析および政策案、計画を策定する。

2. 業務内容

(1) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取り組みに関する基礎情報の収集又は現状分析

① 温室効果ガス

排出量の割合が多いと想定される過程・運輸部門、畜産業をはじめとする従事者の多い産業分野のCO₂排出の特徴を分析する。

② 再エネ導入

太陽光発電、風力発電、波力発電等について、情報収集等を行い、導入可能性の分析をする。

③ 温室効果ガスの削減・吸収

CO₂排出量削減については、電力の将来における排出係数の調査・検討及び国等の省エネ・再エネに関する施策の調査を行い、CO₂排出量削減のための動向整理をする。化学肥料および牧草ベールラップのリデュースによる島外処理削減によるCO₂排出量削減の島外貢献については、畜産農家等へのヒアリング調査により総量を推計し分析する。吸収については、生ごみ・牛糞の堆肥化物を使用した農地管理による炭素貯留を想定し、営農地・耕作放棄地等の調査を行い分析する。

(2) 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること）

(1)で実施した調査分析を踏まえ、温室効果ガス排出量に関する推計を部門別に行う。この際、家庭、業務、産業、運輸の4つの部門に加え、島嶼の町特有の課題である廃棄物処理に関する部門も含めた推計とする。

(3) 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

① 将来ビジョン

本町の課題として「人口減少度合いの更なる低減」、「農業・畜産業の経営安定化」、「世界自然遺産登録に向けた町民を巻き込んだ一体感の醸成」、「自然災害への備えの強化」を挙げた。こうした課題に対して、2050年までにカーボンゼロさらにはカーボンポジティブに向けた政策・施策を通じて、経済・エネルギーの両面で自立した離島地域社会としての、“学びたい”、“暮らしたい”、“輝きたい”、“遊びたい”を実現する伊仙町を目指した将来ビジョンを作成する。

② 脱炭素シナリオ

エネルギー消費量と再エネ導入量の変化の組合せにより、4パターンのシナリオを設定した。どちらも現状のままの「BAUシナリオ」、機器の効率改善等によりエネルギー消費量を中程度に抑え、再エネの建物等での自家消費導入を進めた「機器高効率化シナリオ」、エネルギー消費量が中程度であり、再エネが自家消費に加えソーラーシェアリングなどオフサイトまで導入された「再エネ挑戦シナリオ」、完全電化を達成しエネルギー消費量が小さく、再エネもオフサイトまで導入された「島まるごとオール電化シナリオ」である。いずれのパターンについても10年おき程度に新技術の積極導入を検討し、計画の改定を実施していく。中間地点として2013年を基準年として、2030年、2040年とすることを想定する。

(4) 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標の作成

本町の再エネポテンシャルとして、太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、小水力発電、波力発電を想定する。再エネ導入目標は、将来のエネルギー消費量を踏まえ、本町の特徴を踏まえて作成する。

(5) (3) 及び (4) を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定（実現可能性調査の実施を含む。）

本事業では、再エネ導入による系統電力使用量の削減と、焼却処理施設の連続運転化による助燃剤の削減を目的としつつ、施策課題である牛糞・生ごみの堆肥化による資源循環、島内処理困難物であるプラ系梱包材の削減を達成し、継続的な産業の発展を実現していくために、以下の事業について構想の策定と実現可能性の検討を行う。

- ① 生ごみの堆肥化事業
- ② 焼却施設の小規模・連続運転化事業
- ③ 生ごみ・牛糞堆肥のペレット化事業
- ④ 牧草バールラップのリデュース事業
- ⑤ 災害対応型自家消費太陽後発電事業
- ⑥ 畜産牛舎等を活用したソーラーシェアリング導入事業

(5) (1) から (5) までの事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催

本事業を推進するため、実現化検討会を年3回開催する。検討会の目的は以下のとおりであり、最終的に事業開始に向けて行政、民間事業者、町民の合意を得ることを目的とする。

- ① 第1回検討会
本事業の計画について関係者の理解を深め、参加者に求められる役割を相互に認識することを目的とする。
- ② 第2回検討会
検討状況を踏まえ、本町の温室効果ガスの排出量の現状や脱炭素に向けた構想の方向性をまとめることを目的とする。
- ③ 第3回検討会
次年度からの事業開始に向けて、行政、民間企業、町民が事業実施について合意することを目的とする。

3. 委託期間

委託契約締結の翌日から令和4年1月17日

4. 委託費用

¥9,975,240円（地方税及び地方消費税10%を含む。）を限度とする。

5. 成果品

本業務の成果品、提出部数は、次のとおりとする。

成果品	形式	提出部数
令和3年度「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業」実績報告書	電子媒体	1部
	製本	20部

なお、電子媒体は、Word形式を基本とし、PDF化したものと共に、CD-RまたはDVD-Rに書き込みの上、提出すること。

6. 提出書類

本業務の着手および完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出する。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けることとする。

- (1) 工程表 (2) 業務実施体制表 (3) 検査調書 (4) 業務完了届
- (5) 目的物引き渡し書 (6) 請求書

7. 打ち合わせ

受注者は常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜十分な打ち合わせを行うと共に、作業途中で報告を求められた時は、直ちに報告を行うこと。また打ち合わせの議事録を、必ず作成する。

8. 業務実施体制と統括責任者の実績

本業務の統括責任者は、過去に類似の業務実績があるものとし、業務実施体制の中で業務遂行能力を証明するものとする。

9. 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本基本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

10. 業務の補償

業務の遂行時は十分な注意を払い、明らかな瑕疵で町に損害を与えた場合は、その損害額を補償する。

11. 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了前に発注者の成果品検査を受ける。
- (2) 成果品検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正を行う。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行うものとする。

12. 引渡し

発注者の検査合格をもって業務完了とし、本仕様書に指定された成果品一式を納品する。

13. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定める。

14. 注意事項

- (1) 本件に関する資料・成果品の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認なしに他に公表、貸与及び使用しないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたっては仕様書及び国が定める本補助金の公募要領、交付規程等を熟読の上で行うとともに、常に委託者と密接な連絡を取りながら作業を実施すること。特に、事業に要した費用に係る根拠書類等については、委託者の指示があった場合に速やかに提出できるよう具備しておくこと。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたっては中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈について疑義が生じた際には、その都度、委託者と協議すること。

以上